

経済価値ベースのソルベンシー規制導入に向けた進捗

以下は、金融庁が6月30日に公表した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」に対する株式会社日本格付研究所（JCR）の見解です。

■見解

- (1) 経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）の導入が目前に迫り、その内容が徐々に明らかになってきた。新規制では保険負債が時価評価され、バランスシートに長期の資産・負債を抱える生保にとって影響が大きい。もともと、生保各社は、資産デュレーションの長期化や負債構造の見直しなどに取り組み、金利リスクの総量を減少させ、ESR（Economic value-based Solvency Ratio）を含む経済価値ベースの指標における感応度の抑制を進めている。JCRでは、保険会社の資本充実度にかかる評価において、経済価値ベースでみた資本の十分性を勘案しており、上記の観点はずで過去2年程度の生保各社の格付の見直しにおいて段階的に格付に織り込まれている。
- (2) 新規制の導入は、長年にわたって議論されてきた大きなイベントである。金融庁は国際資本規制（ICS；Insurance Capital Standard）の最終化を念頭に、有識者会議での議論やフィールドテストの結果分析などを重ねてきた。ESRの算出を柱とした新規制は、24年春頃に基準の最終化を行い、26/3期から新基準による規制資本の計算・報告を開始する予定である。本件公表資料では、22年公表の「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」をベースとして、暫定決定では主要な論点と検討の方向性を示すにとどまった一部の規制の具体的な内容が示されている。例えば「ESRに基づく監督措置」については、規定資本要件（PCR；Prescribed Capital Requirement）の水準やPCR抵触時の回復期間、最低資本要件（MCR；Minimum Capital Requirement）の水準、実質資産負債差額の取り扱いなどにつき、基本的な方向性が定められた。第3の柱「情報開示」については、法定開示項目の開示期限について方針が示された。これまで不透明であった点が複数明らかになっているが、JCRが格付に織り込んできた想定とかい離のない内容でまとまりつつある。経済価値ベースの評価に連動しない実質資産負債差額の取り扱いの見直しは、新規制に向けた転換点のひとつとJCRはみている。
- (3) JCRは、保険会社の信用力を評価するにあたり、定量面では資本の充実度に重点を置いている。現行規制にとどまらず、経済価値ベースでみた資本の十分性を勘案し、格付が上位レンジになるほどその評価ウェートを高めている。各社が開示しているESRは、内部管理ベースのリスク管理に基づく数値であり、前提の置き方などに違いがある。新規制の導入後は前提条件などに一定の統一が図られることから、資本充実度における比較可能性が高まることが期待できよう。リスク削減を通じたESRの感応度抑制、資本充実度の比較可能性などの観点は、ニュースリリース「大手生保各社の格付見直しについて」（22-D-1315）と「経済価値ベースのソルベンシー規制等を巡る動向」（23-D-0239）において示したとおりである。
- (4) 新規制は現行規制と比較して、より複雑で事務負担が重くなると考えられるが、各社とも十分に対応が可能であり、円滑に移行することができる。また、新規制の導入に伴って、適格資本の体系が再構築されることは、現状ややかい離のある規制上の資本と格付上の資本についての評価が経済価値ベースの考え方の下に収れんすることを意味しよう。JCRでは引き続き、新規制の最終化に向けた検討状況につき、ICSの最終化を含めて進捗を見守っていくとともに、各社の体制整備や情報開示の状況、内部管理ベースの資本との考え方の整理などを確認していく。

（担当）杉浦 輝一・宮尾 知浩・阿知波 聖人・松澤 弘太

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であることを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル